

CPD制度及び専攻建築士制度の一部改正について

平成 21 年 1 月

(社)神奈川県建築士会CPD・専攻建築士制度委員会

昨年開催されました第 443 回(社)日本建築士会連合会定例理事会・士会長合同会議におきまして、CPD単位換算と専攻建築士の登録申請・更新にかかる規則等の改正について承認されました。これにより、建築士会CPD制度では単位換算方法及び実務実績申請書等が変更となり、また、専攻建築士制度では名称・限定表示・申請単位等が変更となりますのでご注意ください。

この改正に伴い、本会では、平成 21 年よりCPD制度の単位換算方法を改正後の単位換算表を基に行い、実務実績のデータ登録申請は新書式の実務実績申請書にてご申請いただくこととなります。また、専攻建築士制度につきましては、平成 21 年度の申請より改正後の規則等が適用されます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

※変更内容の詳細は、次の「専攻建築士制度規則、専攻建築士審査、認定・登録基準の変更について」及び「建築士会CPD制度の一部改正等について」をご参照ください。

専攻建築士制度規則、専攻建築士審査、認定・登録基準の変更について

(社)日本建築士会連合会専攻建築士制度運営委員会

主な変更点

- ①名称の変更（構造**設計**専攻、環境設備**設計**専攻）
- ②限定表示の変更（今までの限定表示は専門分野として表示）
- ③専攻建築士経歴証の新設
- ④申請時でのCPD単位割合の基準削除
- ⑤新規申請CPD単位緩和5年目200単位を追加

| 専攻建築士制度規則 | 旧 | 新 |
|---------------|--|--|
| 専攻領域 (変更) | ・構造専攻 ・環境設備専攻 限定表示 [環境設備設計専攻] 空調設備、給排水衛生設備、 電気設備 [生産専攻] 建築施工管理、設備施工管理、 積算、診断・改修、工事監理 | ・構造 設計 専攻 ・環境設備 設計 専攻 専門分野 専攻領域内における専門的な役割が社会的 に定着した分野（環境設備設計専攻限定表 示、生産専攻限定表示）については、 専門 分野は3つを超えることができる。 [環境設備設計専攻] (必ず次のいずれかの専門分野を表示) 空調設備、給排水衛生設備、電気設備 [生産専攻] (該当する場合は必ず専門分野を表示) 建築施工管理、設備施工管理、積算、 診断・改修、工事監理 |
| 登録の抹消 (変更) | 規則第 16 条 (5)登録期間満了にもかかわらず2年以内に更新申請を行わないとき。 (6)5年以上CPD登録がないとき。 | 規則第 16 条 (1)専攻建築士登録期間が満了したとき。 |

| | | |
|------------------------------|--|---|
| 専攻建築士経歴証 (新設) | | 登録更新にあたり「登録更新審査、認定基準」を満たさない専攻建築士はCPD制度参加登録証を添えて、「専攻建築士経歴証」の交付を事務要領に定める書式により、所属する建築士会を経て本会に申請することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・審査評議会(士会)、認定評議会(連合会)に報告。 ・5年更新(登録証、バッチ交付) ・登録(専攻建築士と同様) ・名簿(専攻建築士と同様に公表) ・登録の変更、再交付、未梢は専攻建築士と同様 |
| 認定・登録基準 | 旧 | 新 |
| 第5条 実務実績件数 (新設) | | 2 一つの専門分野に必要な実務経歴は3件以上とし、そのうち当該専攻領域に必要な「責任ある立場での実務実績」が1件以上含まれていること。 |
| 第6条 申請に必要なCPD単位 (変更) | CPD単位の割合 250単位 「実務によるCPD」70単位、 「研修によるCPD」180単位。 実務：100～50単位、 研修：150～200単位 150単位 「実務によるCPD」42単位、 「研修によるCPD」108単位 実務：60単位～30単位 研修：90単位～120単位 研修型CPD単位数の制限 ① 委員会活動：60単位 ② 自習型研修：60単位 | 申請時でのCPD単位割合の基準は削除 |
| 3項(2) 経過措置 (新設) | | (2) 建築士免許取得後、15年以下の者は、登録申請に必要なCPD単位を、専攻建築士制度開始1年目の申請時30単位以上、2年目の申請時50単位以上、3年目の申請時100単位以上、4年目の申請時150単位以上、5年目の申請時200単位以上とすることができる。 |
| 第7条 合意協定団体等の資格 (変更、新設) | 登録証 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築構造士 認定証 ・JABMEE SENIOR 認定証 ・特殊建築物等調査資格者 証明書 ・日本伝統建築技能者 認定証 ・建築主事資格試験合格者 合格証書 ・構造計算適合判定員 登録証 (実務経験年数、実務実績免除) ・構造設計一級建築士 建築士証 (実務経験年数、実務実績免除) ・設備設計一級建築士 建築士証 (実務経験年数、実務実績免除) |

建築士会CPD制度の一部改正等について

(社) 日本建築士会連合会 CPD 制度運営委員会

1. 建築士会CPD制度の単位換算等の見直し

これまで、実務型 CPD の扱いについては、専攻領域の中で案件別にガイドラインに基づき単位換算をする実績と、各専攻領域に共通して単位換算を行う実績（コンペへの応募や資格の取得など）があった。

しかしながら、一部の実績については、研修型 CPD と実務型 CPD とのどちらで換算するのか判断に困惑するものや、ガイドラインでは網羅できない多種多様な業務が申請されるために、案件別に現ガイドラインで換算することには困難である実態がある。

これらを踏まえ、CPD 制度運営委員会及び専攻建築士制度運営委員会により以下の改正を行ない、過日開催の理事会で承認された。

新単位換算による運用は、新年度からの運用を願いたい。

①実務による能力開発

| 旧ガイドラインでの評価 | 改定 |
|--------------------------------------|---|
| ①「活動分野別」 専攻領域ごとの案件（プロジェクト）別に評価する。 | ①報酬を得て常態的に行う業務は、1ヶ月2単位で年間上限24単位とする。 |
| ②「活動分野別」 地域貢献活動、行政支援活動、裁判所（調停委員） | 左②は、研修型 CPD の「社会貢献型」で活動時間×2で評価可とする。 |
| ③「共通」 | ③上記①以外の成果として実績のあるものを加点する。（詳しくは、単位換算表参照） |

②研修による能力開発

| | |
|------------------------------|---|
| ①「社会貢献活動型」 | ①「社会貢献活動型」 実務実績で評価していたまちづくり活動、行政支援活動、裁判所（調停委員）を社会貢献活動型で評価する。 |
| ②「特別認定研修」 インターネットによる講座 | その他講習会、見学会、講演会の括りで評価する。 |
| ③「自習型研修」 通信教育による研修（現在計画中） | 削除 （計画が進まないため） |

③資格付与型の法定講習の扱いについて

以下の法定講習については、国家資格の付与のための講習であり、建築士会の CPD 制度においては、研修型 CPD では認定の対象外とし、実務型 CPD 実績の加点における「国家資格の取得」として各 10 単位を認定する。

- ・構造設計一級建築士講習
- ・設備設計一級建築士講習
- ・管理建築士講習

なお、定期講習については、研修型 CPD として 12 単位の予定である。

2. 単位換算表、実務実績シートの変更（別紙参照）

建築士会継続能力開発(CPD)制度・単位換算表

※(社)神奈川県建築士会版は後日配布予定です。

■ 研修による能力開発 (努力目標:年間36単位程度)

| 継続能力開発の種類 | | 研修番号 | 研修内容 | 単位算定基準 | 備考 |
|-----------|-----------------------------|------|---|--|--|
| 1. 活動型 | 1.1 社会貢献活動型 | 1 | 住宅相談、まちづくり活動、応急危険度判定、行政支援活動、裁判所(調停委員等)住教育支援など | 活動時間×2 ※1 ※2 | すべての活動について半日の場合6単位、1日の場合12単位 |
| | 1.2 情報提供型 | 2 | 講習会講師、各種講演、論文発表(論文作成は実務実績)等 | 活動時間×2 ※1 ※2 | 自己申告制とする(印刷物など事実を証明できる資料が必要) |
| | 1.3 委員会活動型 | 3 | 各種委員会、審査会など(他団体を含む) | 1回1単位 | 時間に関わらず、委員長・委員ともに一律1単位 |
| 2. 参加型 | 2.1 認定研修 | 4 | 特別認定研修 従来の指定講習などが該当 | 受講時間×2 ※1 ※2 | 半日は6単位、1日は12単位 |
| | | | 認定研修 特別認定以外の公益法人等主催の講習会 | 受講時間×1 ※1 | 半日は3単位、1日は6単位 |
| | 2.2 その他講習会、講演会、見学会、社内研修等 | 5 | 認定研修以外の講習会、講演会、大学等の公開講座、見学会、視察旅行等、社内研修、認定e-ラーニング等 | 参加時間×1 展示会は一律1単位 海外視察は1日2単位 ※1 | 自己申告とする(印刷物など事実を証明できる資料が必要) 海外視察の出・帰国日は単位認定外例:9日間の海外視察(9日-2日)×2=14単位 |
| 3. 自習型 | 3.1 認定教材による研修 | 6 | 雑誌記事・連載講座 | 指定する建築関連記事等については、10頁あたり1単位を、単発の特集記事は50頁あたり1単位を原則として内容により加減 | 教材ごとに単位数を設定 ・会誌「建築士」の「連続講座」は1回1単位 ・日経アーキテクチャー、日経ホームビルダー ・建築技術、建築知識、新建築、彰国社の認定講座は個別に単位認定 |
| | | | 認定図書プログラム評議会にて個別に認定した図書による読書 | 内容と頁数により1~5単位の範囲で認定 | 建築教養書上限3単位 建築技術書上限5単位 |

※1 「建築 CPD 情報提供制度」にデータ提供するプログラム

※2 「建築 CPD 情報提供制度」にデータ提供する場合は時間となり、活動(受講)時間×1

■ 実務による能力開発 (年間14単位程度)

| | | | | | |
|-----------|--|--|--|--|---|
| 実務期間による単位 | 常勤の実務実績(1ヶ月以上定常的に勤める実務)は、1ヶ月2単位で24単位を上限とする 業務内容(プロジェクト名等を含む)、業務期間(月)と立場(責任ある立場・担当者)を具体的に表示する *実務によるCPDは、建築士にかかわるすべての業務を記載することができます。*下記に対象業務を例示します。 | | | | |
| | <まちづくり活動> 行政勤務者(都市計画、条令等の政策検討立案他の業務) 行政支援活動再開発事業等 都市計画事務所等での業務 | <設計活動> 設計事務所(個人)等での設計 プロジェクトに係る業務 マネージメント業務(主催者 管理職、技術スタッフ等)他 | <生産活動> 組織(個人)でのプロジェクトに係る業務 マネージメント業務(主催者、 管理職、技術スタッフ等)他 工事監理(専任)業務 代理手続業務 | <法令活動> 確認検査業務(行政・民間 確認検査機関、法適合 判定・性能表示等を含む) 各種法令等の策定業務 (行政機関等) 裁判所(調停委員等) | <教育活動> 教育・研究開発機関での 教育・研究開発等の活動 (常勤) |
| 加点による単位 | 成果として実績のあるものを加点する 論文名、本の表題等具体的に記載、複数該当する場合の計算式等を具体的に記入 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 顕彰の実績 :10単位 <input type="checkbox"/> コンペ等への応募 :5単位 <input type="checkbox"/> コンペ等の入賞 :10単位 <input type="checkbox"/> 展示会等の出展 :2単位 <input type="checkbox"/> 書籍執筆 :2単位(1~9頁)、4単位(10頁以上) <input type="checkbox"/> 本の執筆 :10単位(共同執筆:5単位) <input type="checkbox"/> プロジェクトの新聞、雑誌等への掲載 :2単位 | | <input type="checkbox"/> 博士号取得 :20単位 <input type="checkbox"/> 論文作成(学会等) :2単位、5単位(査読付) <input type="checkbox"/> 通年を通じた調査・研究開発プロジェクト:5単位 <input type="checkbox"/> 非常勤講師 :1講座5単位(半年) <input type="checkbox"/> 資格の取得 :国家資格:10単位、民間資格:5単位 <input type="checkbox"/> その他の加算(単位) | | |

※ 地域貢献活動、建築相談等(近隣、建築問題等)、裁判所(調停委員等)、行政支援活動等は、「研修によるCPD」の社会貢献活動型活動に時間単位で登録も可。